

# 那須塩原市からのお知らせ

NASUSHIOBARA CITY INFORMATION

# 保険料(税)を改正します

今回の改正では、赤色の文字で示した箇所が変わります。

## 国民健康保険税

### 《課税限度額の改正》

課税限度額とは、保険税負担額に一定の限度を設ける制度です。国で示された課税限度額と開きがあるため、次のとおり改正します。

医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
61万円	19万円	16万円

▶ 問い合わせ 全国保年金課 ☎0287(62)7143

### 《法定軽減の判定基準の改正》

法定軽減とは、前年中の世帯の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と平等割額を7割・5割・2割軽減する制度です。税制改正に伴って住民税の基礎控除額が変わるため、判定基準を次のとおり改正します。

法定軽減判定所得基準	7割軽減	基礎控除額 (43万円)		
	5割軽減		+28万5千円 ×被保険者数	+10万円 ×(給与所得者など**の数-1)
	2割軽減		+52万円 ×被保険者数	

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

法定軽減は、世帯主や被保険者が収入の申告をしていないと、受けることができません。  
・令和2年中に収入がない20歳以上の人  
・収入が遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人 } 収入申告が必要です

▶ 問い合わせ 課税課 ☎0287(62)7120

## 後期高齢者医療保険料

### 《所得の低い人への軽減割合》

所得の低い人への均等割額の軽減を特例措置として実施していますが、国の医療保険制度改革によって段階的に見直され、令和3年度以降は本来の7割軽減になります。

均等割額軽減	令和2年度	令和3年度
	7.5割軽減	7割軽減

また、税制改正に伴って住民税の基礎控除額が変わるため、判定基準を次のとおり改正します。

均等割額軽減判定所得基準	7割軽減	基礎控除額 (43万円)		
	5割軽減		+28万5千円 ×被保険者数	+10万円 ×(給与所得者など**の数-1)
	2割軽減		+52万円 ×被保険者数	

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

▶ 問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

## 介護保険料

介護保険料は3年ごとに見直され、介護サービスに係る総費用や、65歳以上の人数に応じて基準額が決まります。今回の見直しでは、国で示された基準所得金額に沿って、保険料段階を改正します。



段階	対象者	保険料年額(保険料の調整率)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	19,400円(基準額×0.3)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	22,600円(基準額×0.35)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	42,100円(基準額×0.65)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	58,300円(基準額×0.9)
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	<b>64,800円(基準額)</b>
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	71,200円(基準額×1.1)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	77,700円(基準額×1.2)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	84,200円(基準額×1.3)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	97,200円(基準額×1.5)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	113,400円(基準額×1.75)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	129,600円(基準額×2.0)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	145,800円(基準額×2.25)

▶ 問い合わせ 高年齢福祉課 ☎0287(62)7191